

別記様式

議 事 録

会議の名称	令和元年度第5回岩倉市自治基本条例審議会
開催日時	令和元年8月19日(月)午後3時から午後5時15分まで
開催場所	市役所7階 第1委員会室
出席者 (欠席委員・説明者)	出席委員：岩崎委員、山田委員、村平委員、清水委員、 岡島委員、樋口委員、関戸委員、船橋委員、 岡本委員、水野委員、菅原委員、石黒委員 事務局：山田総務部長、小松協働安全課長、小崎統括主査、 水野統括主査、伊藤秘書企画課長、小出統括主査、 夏目技師
会議の議題	(1) 岩倉市自治基本条例の規定に基づく事項について (資料10整理番号(1)-ク～(1)-ケ③) (2) 審議会報告書について (岩倉市自治基本条例及び市民参加条例に関する検証結果報告書(案))
議事録の作成方法	<input checked="" type="checkbox"/> 要点筆記 <input type="checkbox"/> 全文記録 <input type="checkbox"/> その他
記載内容の確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 会議の会長の確認を得ている <input type="checkbox"/> 出席した委員全員の確認を得ている <input type="checkbox"/> その他()
会議に提出された資料の名称	以下の資料を提出。 ・第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート (平成29年度分 2シート) ※資料10整理番号(1)-キの参考として ・岩倉市自治基本条例及び市民参加条例に関する検証結果報告書(案)
公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開
傍聴者数	—
その他の事項	議事録作成者 夏目

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

1 開会

2 あいさつ

岩崎会長よりあいさつ。

3 議事

（1）岩倉市自治基本条例の規定に基づく事項について

【資料 10 整理番号（1）-ク第 23 条第 1 項～第 3 項】について小出統括主査より説明

会 長：防災に関する施策として協定等様々な取組をされているが、市民の防災意識が向上しているかという疑問があるかもしれない。

委 員：BCP 対応訓練とは具体的にどのようなものか。

事務局：災害発生時の市内の被害状況収集や各担当部署が立てている計画を行動に移す。

また、例えば、避難所担当者に対して、避難所にケガをした人が避難してきたなど想定される様々な状況を付与して、その状況に対して個々の担当者が判断して対応するという訓練。招集から参集に要する時間を回答するところから始まり、交通機関が止まっている想定の下、徒歩または自転車等で参集する。そして、各担当部署で前もって計画していた内容について参集した人から対応を進めていこうとするが、様々な状況が付与されることで混乱が生じる。そのような状況をイメージして対応していけるようになることを目的とした訓練。

会 長：そういう訓練を年 1 回実施しているということ。

委 員：地震などの大きな災害を想定していると思うが、例えば、コンピューターが停止して、個人情報データが消失したという場合、どのようにバックアップされているのか。BCP というところに対する計画をイメージする。市の業務を滞りなく続けるためにはどうしたら良いかという対応についてはどうされているのか。

事務局：データは 3 層の形で保管している。クラウド上のメインサーバーに保管するとともに、同じデータを庁舎内のサーバーにもバックアップとして保管し、更に、磁気テープのデータをデータ保管センターにも保管し、2 週間に 1 度の頻度で入れ替えを行っている。また、ノートパソコン 4 台にも同じデータを保管し、災害時にはノートパソコン単体でも最低限の窓口業務ができるようにするとともに、罹災証明にも対応できるようにしている。災害時に対し、そのように備えている。

委 員：建物の倒壊や職員の半分が被災するなど様々なケースがあると思う。全てのケースを洗い出して災害時も業務を継続していけるようにしてもらいたい。

委 員：各取組について、課題や内容が改善されているなどはあるか。

事務局：改善点としては、自主防災会が実施している各小学校区の防災訓練では、外国人に参加してもらったり、訓練メニューについても各区長が段取りして写真を飾っ

たり、ロープワークをするなど興味を持って参加してもらえるような工夫がされている。区長の意識によるところではあるが、そういう情報については展開していければと考えている。

委員：各地区での防災意識は高まる方向にあるという認識で良いのか。

事務局：下がってはいないと思っている。市からも機会ごとに、職員も被災者になるため参集できるかはわからないため、自助と共助が大事ということをお話させていただき、少しずつではあるが意識づけしていただけていると思う。訓練もできる限り参加型のものにしていきたいと考えている。

委員：災害時に避難が困難なのは、介護が必要な高齢者や障がい者であると思うが、そういう方々はなかなか防災訓練には参加できないと思う。そういう方々が避難できるようにシミュレーションや訓練は行われているのか。

事務局：要配慮者についてはリストがある。個人情報なので扱いが難しいことも事実だが、そのような形で備えている。また、市の避難所は各小学校になるが、その他に介護施設、障がい者施設と協定を結び、福祉避難所として指定しているとともに、必要な備品を揃えるようにしている。実際に訓練するとなると難しいところもあるが、今年度の市の総合防災訓練には市内の福祉施設にも参加してもらおう。

委員：課題、今後の取組の方向性ともに高齢者、障がい者への情報伝達について記載されているが、外国人への情報伝達についても記載すべきではないか。

事務局：災害時の外国人への対応については課題ではあると認識している。岩倉東小学校区の方法を参考に広げていければと考えている。

会長：平成30年度審議会の意見のまとめにもあるが、災害弱者になりそうな人を想定した訓練が必要。また、それぞれの地区の特性に応じてということも重要。

委員：民生委員には避難行動要支援者名簿が配付されていて、対応方法についての取り決めもあるが、地区によって個別支援計画の作成に差がある。

会長：地区によって取組状況に差があることは課題。特に、言葉も通じない外国人についてはリストアップもされていないため、要支援者ではないということになる。

委員：自分が担当する地域に外国人が少ないためか、外国人は載っていない。

会長：地域の特性に応じてということはずごく重要。

平成30年度審議会の意見のまとめに加えて、増えていくと予想される外国人への情報伝達や訓練参加について配慮が必要。

【資料10 整理番号(1)-ケ①第24条第1項】について小出統括主査より説明

会長：平成30年度の審議会では五条川小学校の3年生が見学にきてくれて参加につながったという成功例の報告があったが、その後はどうか。

委員：今年は、岩倉東小学校へ声かけをして参加してもらえた。個別に積極的に取り組んでいくことが必要。組織側からの働きかけがなければ、参加の仕方がわからないようなので、組織が積極的に動かないといけない。待っていても人は来ない。

会 長：現在は学校の授業において、地域課題の解決に取り組むというものがあり、大学入試では高校生の時に地域活動にどう参加したかを問われるようになっているが、一方で、やらされ地域活動になってしまうことが懸念される。このまま進めば、小中高で地域課題解決にどう取り組んだかを問われることになるので、例えば、山車を維持するために取り組んだという人は出てくると思うが、根付くかどうかは難しいと思う。中高生の地域活動参加はあるが定着するかどうか。

委 員：定着すると思う。小学生の頃から参加してくれていて高校生になったら辞めると思っていた子が、高校生になって仲間を連れてきた。絆が生まれていると思う。

会 長：岩倉市の場合は心配なさそうだが、高校まで地域で活動してくれていた人たちが大学進学とともに外に出て、戻ってこないというところもある。やはり、広く、特に、子どもに対する働きかけが重要。

【資料 10 整理番号（1）-ケ②第 24 条第 1 項、第 2 項】について小出統括主査より説明

会 長：平成 30 年度審議会が出た意見、いわくら生きものガイドブックの市ホームページでの公開については即対応してくれているが、もう一つ、有償にしたらどうかという意見についてはどうなっているのか。

事務局：部数が少ないことなど含め、有償化についてはまだ検討の段階。

委 員：自然生態園の運営は誰がしているのか。また、課題の中にトンボの種類が減っていることが記載されているが、増やす等の目標はあるのか。

事務局：基本的には市が管理しているが、市内の団体であるナチュラリストクラブに一部委託している。トンボの記述がある理由は、施設を象徴するものの一つとしてトンボ池という池があること、また、総合計画にトンボの種類を 26 種類に戻すという数値目標を設定しているため。

委 員：減っていることについての対策はどうなっているのか。

会 長：指標として設定しているからには原因の究明は必要。

事務局：様々な影響が考えられ、種類が減っている根拠を示すことは難しい。

委 員：次期総合計画を策定する上で自然生態園についての議論は必要だと思う。

会 長：五条川下流部清掃は北名古屋市との合同実施だが、上流部はどうしているのか。

事務局：上流部については市民と一緒に桜のひこばえ切りと清掃を実施している。桜まつり前のクリーンアップは市全体で行っている。下流部は市中心部に比べて人通りも少なく、不法投棄が多かった時期がある。草を刈ることで不法投棄がされにくくなる、また、岩倉市単独より北名古屋市と合同で実施することで課題等も見えてくるのではないかとということもあり、合同で実施するようになった。上流部は清掃というよりも桜の保存活動の一環として、ひこばえ切りをメインに実施している。

会 長：トンボの種類が減っていることについて理由を明確にしておくことは必要。

【資料 10 整理番号（1）-ケ③第 24 条第 1 項、第 2 項】について小出統括主査より説明

会 長：生産緑地制度の終了に向けてはどういう状況か。

事務局：国の方向性が固まってきており、制度移行に向けて準備を進めている。生産緑地所有者への説明をどう進めていくかについて検討しているところ。所有者側からの問い合わせは出始めている。実態として、所有者よりも相続する側からの問い合わせが多く、代替わりに合わせて手放したいという声があるが、まだ大きな進捗はない。制度が変わるといことについては認知されてきている。

委 員：「五条川の桜並木の保存及び再生に関する検討会」設置の背景や何をしていかなければならないのかについて教えて欲しい。

事務局：河川への新たな植樹はできないという法律がある中で、桜の老朽化対策について県に相談したことが検討会設置の経緯。大口町が増水しても越水する可能性が極めて低い場所で試験的に植えることについて県から許可を得て実施している。岩倉も要望しているが、昨年、広島で豪雨による川の増水により木が倒れるという事案があり、国、県ともに許可は難しいという方向に動き始めているので、改めて検討会の開催を県に要望しているところ。また、整理番号（1）-ケ②「今後の取組の方向性」に記載されている第 3 次五条川自然再生整備等基本計画の検討においても、桜の植え替え等について話が出ていて、検討会設置の方向に動いた。その中で、安全性の高い場所での試験を実施した大口町の経過を観察していたところ。災害が起ると、それぞれの立場があるため、話が進みにくくなる。検討会についても開催できていないのが実情。

委 員：検討会を開催すること自体が難しいのか。

事務局：開催する方向では考えてもらっている。

会 長：検討会を開催して許可できないという回答になると話が終わってしまう。そうならないようにしなければならない。

委 員：現状に「自然景観保護のため、市南部を中心とした田園風景の保全に努めている」と記載されているが、実際は市南部地域で大規模な企業誘致を進めていて矛盾している気がする。保全に努めているとは言えないのではないかと思う。

事務局：表現を変えることも検討する。

委 員：自然景観保護について、岩倉市にとってのメリットはどこにあるのか。岩倉市の発展を阻害しているようにも思える。

事務局：総合計画においてラーバンエリアとして戦略的に位置付けていて、農地が緑の借景になっているということは現実としてある。企業誘致によるにぎわいづくりと環境保全の調和を考えながら開発を進めていくことが必要とは考えている。岩倉市は元々企業用に土地を開発するという経験が少ないので、市として土地開発について考える大きなきっかけにはなっていると思う。また、現実として、市街化区域の拡大は難しいので、市街化調整区域の中で環境面を考えながら、開発を考えていくことになる。

委員：農地の意義は第一に食料生産であるが、大雨時の貯水や、食の安全確保など多面的な機能もある。個人的には岩倉の子どもには岩倉で作った米を食べさせたいという思いがあり、岩倉の農地はできる限り残していきたいと思っている。

会長：それも大事ではあるが、税収の確保を考える上では開発についての検討も必要。

事務局：もう一つ、現実として担い手という問題がある。

会長：耕作放棄地になるなら、農地をある程度集約した方が良いという考えもある。

事務局：そういうことも含めて考えていく必要がある。

会長：難しい問題ではあるが、ゾーニングや土地利用、市街化区域と調整区域の線引きについての検討において市民が意見できる場面がないことに少し矛盾はある。

委員：市側の割り切りで線引きすることはできないのか。

事務局：実際に所有者がいて、その人たちがどう考えるか。その点が難しい。

会長：都市計画マスタープランが重要になる。それに対して、市民の皆さんも注目しなければならぬということも言えるかもしれない。

事務局：次期総合計画の策定に合わせて次期都市計画マスタープランの策定を行うので、これから情報が出てくると思う。注目してもらえればと思う。その情報も合わせて、土地利用方針については、総合計画の中でも明確にしていきたい。

(2) 審議会報告書について

【岩倉市自治基本条例及び市民参加条例に関する検証結果報告書（案）】について小出統括主査より説明

会長：本日の審議内容も加えた形で、検証結果報告書としてまとめることになるので、ご確認いただき、意見等がある場合は、8月中に事務局まで連絡してください。

4 その他

【参考資料】岩倉市議会基本条例の検証シート（平成30年度（2018））について小出統括主査より説明。

会長：これは審議会としてどう扱えば良いものなのか。

事務局：審議事項ではなく、議会は議会として、検証特別委員会を設置して議会基本条例に取り組んでいるということを報告させていただいた。